

きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2023.3 月 No.215

takekazu. hashiguchi@iaa. itkeeper. ne. jp)

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 きずな ② 0985-29-5377 FAX 0985-29-5378

2023年4月から中小企業にも適用開始 月 60 時間を超える時間外労働の割増率が 50%へ

2019年に施行された「働き方改革関連法」によって大企業のみ実施されていましたが、猶予措置 が廃止され 2023 年 4 月 1 日から、中小企業にも「月 60 時間以上の時間外労働について割増率 50% 以上の割増賃金を支払う」義務が生じます。詳しくは、資料を添付致します。ご不明な点はお問合 せ下さい。また、事業所様によっては就業規則の変更が必要な場合があります。

雇用保険料率が変わります







◎令和5年度より、雇用保険料率が上がります。給与控除額をご確認下さい

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

労働保険事務組合きずな 加入の事業所様へ

◎令和4年度分の賃金台帳をお送りください

労働保険料の申告(年度更新)を行います。労働保険料は令和4年度の賃金総額によって決定されますの で、令和5年3月分の賃金が確定した事業所様は、従業員全員分(アルバイト含)の賃金台帳を弊所まで お送りください。

◎建設業の事業所様へ

建設業の事業所様へは個別に元請工事高の確認をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

◎特別加入の日額をご確認ください

特別加入とは、本来労災保険に入れない事業主(役員)の方も、労働者の方と同様に労災保険に加入でき る事務組合加入だからこそ受けれる制度です。加入日額の変更は年度更新の時期だけ可能となりますので この機会に確認をお願いいたします。(3,500円~)

●小学校等休業等対応助成金

令和5年3月までで終了となります。

令和4年12月分以降の申請がある事業所様はお知らせください。(申請期限5月)

●雇用調整助成金

コロナによる特例措置は令和5年3月で終了となります。

助成金について

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント 中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% (2010年4月から適用) 中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間		
	60時間以下	60時間超	
大企業	25%	50%	
中小企業	25%	25%	

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間		
	60時間以下	60時間超	
大企業	25%	50%	
中小企業	25%	50%	

▶2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3 億円以下	300人以下





深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

(※) 法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。

(就業規則の記載例)

(割増賃金)

- 第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。
 - (1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。
 - ① 時間外労働60時間以下・・・25%
 - ② 時間外労働 6 0 時間超・・・・5 0 % (以下、略)